

第 1 種

令和4年度 放射線取扱主任者試験

第1種 法 令

放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：10:00～11:15（1時間15分）

2 問題数：五肢択一式 30問（60点満点）（14ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル（H B又はB）、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰って結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験資格を失ったものとみなし、試験室からの退出を命じます。また、試験終了後に不正行為を行ったことが発覚した場合、試験実施時にさかのぼり受験資格を失ったものとみなします。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、所定の欄以外の余白には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（H B又はB）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定の欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1つの問い合わせに対して、1つだけ選択（マーク）してください。2つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射性同位元素等規制法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の『　』内の文章は、放射性同位元素等規制法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は（　）つきの算用数字で表す。条文は間に応じて、漢字をひらがな、上下を左右などにおきかえ、また、一部を省略して示す。

次の各問について、5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 定義に関する次の文章の[A]～[C]に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

- 『第2条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第3条第5号に規定する放射線をいう。
- 2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん32、コバルト60等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で[A]で定めるものをいう。
- 3 この法律において「特定放射性同位元素」とは、放射性同位元素であって、その放射線が発散された場合において[B]を及ぼすおそれがあるものとして[A]で定めるものをいう。
- 4 この法律において「[C]」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。
- 5 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で[A]で定めるものをいう。』

	A	B	C
1 政令	人の身体、生命又は財産に被害	表示付認証機器	
2 政令	人の健康に重大な影響	放射性同位元素装備機器	
3 政令	人の身体、生命又は財産に被害	放射性同位元素装備機器	
4 原子力規制委員会規則	人の健康に重大な影響	放射性同位元素装備機器	
5 原子力規制委員会規則	人の身体、生命又は財産に被害	表示付認証機器	

問2 次のうち、密封されていない放射性同位元素の使用的許可のみを受けようとする者が、原子力規制委員会に提出する放射性同位元素の使用許可申請書の正本に添えなければならない書類として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた工場又は事業所内外の平面図
- B 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の各室の間取り及び用途、出入口、管理区域並びに標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図
- C 予定使用開始時期及び予定使用期間を記載した書面
- D 予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問3 使用の許可又は届出に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。なお、コバルト60の下限数量は100キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。また、密封されたコバルト60が製造されたのは、令和4年4月1日とする。

- A 1個当たりの数量が、100メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した照射装置のみ2台を使用しようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- B 1個当たりの数量が、10メガベクレルの密封されたコバルト60を装備したレベル計のみ10台を使用しようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 1個当たりの数量が、100メガベクレルの密封されたコバルト60を2個で1組として装備し、通常その1組をもって照射する機構を有するレベル計1台のみを使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- D 1個当たりの数量が、1メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した表示付認証機器のみ10台を認証条件に従って使用しようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問4 表示付認証機器の使用をする者の届出に関する次の文章の [A]～[D] に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

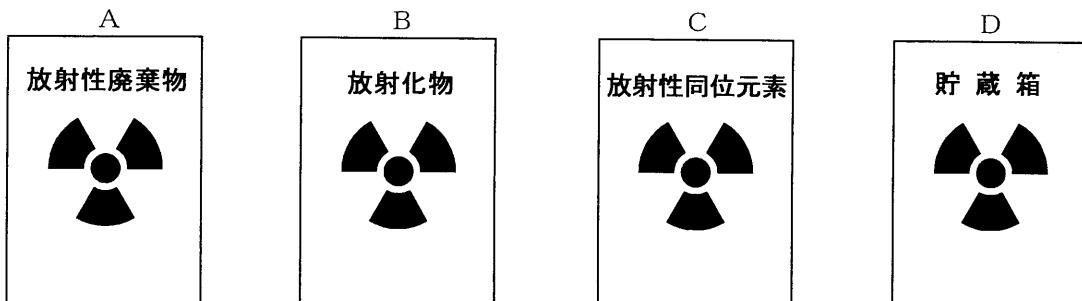
『第3条の3 第3条第1項ただし書及び前条第1項ただし書に規定する表示付認証機器の使用をする者（以下「表示付認証機器 [A]」という。）は、政令で定めるところにより、当該表示付認証機器の [B] に、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 表示付認証機器の第12条の6に規定する認証番号及び [C]
- (3) 使用の [D]

2 前項の届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、変更の日から 30 日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。』

[A]	[B]	[C]	[D]
1 届出使用者	使用を開始する前	認証条件	目的及び方法
2 届出使用者	使用の開始の日から30日以内	台数	目的及び方法
3 届出使用者	使用の開始の日から30日以内	認証条件	場所
4 使用者	使用を開始する前	台数	場所
5 使用者	使用の開始の日から30日以内	台数	目的及び方法

問5 次の標識のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は産業標準化法の日本産業規格によるものとし、その大きさは放射性同位元素等規制法上で定めるものとする。



- 1 ABCのみ
- 2 ABのみ
- 3 ADのみ
- 4 CDのみ
- 5 BCDのみ

問6 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、密封された放射性同位元素を使用する場合に、その旨を自動的に表示する装置及びその室に人がみだりに入ることを防止するインターロックを設けなければならない放射性同位元素の数量を示す記述として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

<自動表示装置>	<インターロック>
1 400ギガベクレルを超える	400テラベクレルを超える
2 400ギガベクレル以上	100テラベクレル以上
3 100ギガベクレルを超える	400テラベクレルを超える
4 100ギガベクレル以上	100テラベクレル以上
5 100ギガベクレルを超える	100テラベクレルを超える

問7 貯蔵施設に備えるべき、放射性同位元素を入れる容器に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 不燃性の構造とすること。
- B 容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を入れる容器は、気密な構造とすること。
- C 液体状の放射性同位元素を入れる容器は、液体がこぼれにくい構造とし、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。
- D 液体状又は固体状の放射性同位元素を入れる容器で、亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具を設けること。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問8 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 作業室に設けるフード、グローブボックス等の気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の広がりを防止する装置は、排気設備に連結すること。
- B 作業室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えること。
- C 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。
- D 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問9 次のうち、許可使用者の許可証に記載される事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 使用の方法
- B 使用の目的
- C 使用の場所
- D 許可の条件

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問10 次のうち、変更の許可を要しない軽微な変更に該当するものとして、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 使用の目的の変更
- B 貯蔵施設の貯蔵能力の減少
- C 放射線発生装置の台数の減少
- D 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用時間数の減少

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問11 次のうち、放射性同位元素装備機器を製造し、設計認証を受けようとする者が、原子力規制委員会又は登録認証機関に提出しなければならない申請書に記載する事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素装備機器の名称及び用途
 - B 放射性同位元素装備機器の廃棄の方法
 - C 放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の種類及び数量
 - D 放射性同位元素装備機器の保管を委託する者の氏名又は名称
- 1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問12 特定許可使用者又は許可廃棄業者の区分に応じ、設置時施設検査に合格した日から次の定期検査を受けるまでの期間に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射線発生装置のみを使用する特定許可使用者は、5年以内に定期検査を受けなければならない。
- B 密封された放射性同位元素のみを取り扱う許可廃棄業者は、5年以内に定期検査を受けなければならない。
- C 密封された放射性同位元素のみを使用する特定許可使用者は、5年以内に定期検査を受けなければならない。
- D 密封されていない放射性同位元素のみを使用する特定許可使用者は、3年以内に定期検査を受けなければならない。

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問13 次の放射性同位元素の表面密度限度として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

放射性同位元素	表面密度限度[Bq/cm ²]
A 塩素36	40
B セシウム137	4
C ポロニウム210	4
D アメリシウム241	0.4

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 14 保管の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- B 貯蔵施設においては、作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに貯蔵施設から退出しないこと。
- C 貯蔵施設のうち放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
- D 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 15 L型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 外接する直方体の各辺が10センチメートル以上であること。
- B 表面における1センチメートル線量当量率の最大値が5マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- C 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。
- D 表面の放射性同位元素の密度が輸送物表面密度の10分の1を超えないこと。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 16 実効線量及び等価線量の算定に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。ただし、中性子線による被ばくについては、この限りではない。

- A 外部被ばくによる実効線量は、1センチメートル線量当量とすること。
- B 内部被ばくによる実効線量は、吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の排泄量と実効線量係数の積により算出したものとすること。
- C 眼の水晶体の等価線量は、1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうち、適切なものとすること。
- D 2種類以上の放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取したときの内部被ばくによる実効線量は、それぞれの種類につき算出した実効線量の和とすること。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 17 測定に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 作業室における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業を開始した後にあっては、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- B 排水設備の排水口及び排水監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業を開始した後にあっては、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- C 排気設備の排気口及び排気監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業を開始した後にあっては、排気する都度（連続して排気する場合は、連続して）行うこと。
- D 廃棄物埋設地を設けた廃棄事業所の境界における放射線の量の測定にあっては、全ての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては1月を超えない期間ごとに1回行うこと。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 18 放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、予防規程を変更しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- B 特定許可使用者から放射性同位元素の運搬を委託された者は、その委託された放射性同位元素の運搬を開始する前に、予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 表示付認証機器のみを販売する届出販売業者は、販売の業を開始する前に、予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 届出賃貸業者は、予防規程を変更したときは、変更の日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 19 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目について十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

- A 放射線業務従事者に対する教育及び訓練について、初めて管理区域に立ち入る前に行った。
- B 取扱等業務に従事する者（管理区域に立ち入らないもの）に対する教育及び訓練について、取扱等業務を開始した後は、前回の教育及び訓練を行った日から3年後に行った。
- C 放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者に対する教育及び訓練について、放射線障害が発生するおそれがないため、省略した。
- D 見学のため管理区域に一時的に立ち入る者に対する教育及び訓練について、管理区域に立ち入る前に当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項を施した。

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問 20 放射線業務従事者に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断の検査又は検診について、医師が必要と認める場合に限り行う部位又は項目として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 甲状腺
- B 皮膚
- C 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
- D 眼

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 21 次のうち、密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者が、備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 使用（詰替えを除く。）に係る放射性同位元素の種類及び数量
- B 放射性同位元素の保管の委託の年月日、期間及び委託先の氏名又は名称
- C 放射線施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名
- D 工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 22 特定放射性同位元素防護規程に定める事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 防護区域の設定に関すること。
- B 監視装置の設置に関すること。
- C 緊急時対応手順書に関すること。
- D 特定放射性同位元素の防護に関する業務の改善に関すること。

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問23 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置等に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第28条 第26条第1項の規定により許可を取り消された許可使用者若しくは許可廃棄業者又は前条第1項若しくは第3項（第7項の規定により適用する場合を含む。）の規定により [A] をしなければならない者（以下「許可取消使用者等」という。）は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による [B]、放射性汚染物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 許可取消使用者等は、前項の措置を講じようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、[C]、当該措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会に届け出なければならない。』

[A] [B] [C]

- | | | |
|------|---------|---------------|
| 1 廃止 | 汚染の除去 | あらかじめ |
| 2 届出 | 汚染の除去 | あらかじめ |
| 3 廃止 | 汚染の除去 | 廃止等の日から30日以内に |
| 4 届出 | 汚染の拡大防止 | あらかじめ |
| 5 廃止 | 汚染の拡大防止 | 廃止等の日から30日以内に |

問24 所持の制限に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出版売業者は、その届け出た種類の放射性同位元素を販売のために所持することができる。
B 許可使用者は、貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内であれば、その許可証に記載された種類以外の放射性同位元素を所持することができる。
C 届出貸貸業者から放射性同位元素の運搬を委託された者は、その委託を受けた放射性同位元素を所持することができる。
D 届出使用者の従業者は、その職務上放射性同位元素を所持することができる。

- 1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問25 警察官等への届出に関する次の文章の [A]～[D] に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第32条 許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から [A] を委託された者を含む。）は、その所持する放射性同位元素について [B] その他の事故が生じたときは、[C]、その旨を警察官又は [D] に届け出なければならない。』

	[A]	[B]	[C]	[D]
1	運搬	盗取、所在不明	遅滞なく	海上保安官
2	廃棄	盗取、所在不明	遅滞なく	国土交通大臣
3	運搬	破損、汚染	遅滞なく	海上保安官
4	廃棄	盗取、所在不明	10日以内に	海上保安官
5	運搬	破損、汚染	10日以内に	都道府県公安委員会

問26 放射線取扱主任者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封されていない放射性同位元素のみを業として販売するため、第3種放射線取扱主任者免状を有している者を選任した。
 - B 表示付認証機器のみを業として賃貸している届出賃貸業者は、放射線取扱主任者の選任を要しない。
 - C 1個当たりの数量が10テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを研究目的で使用するため、第2種放射線取扱主任者免状を有している者を選任した。
 - D 放射線発生装置のみを研究目的で使用するため、第1種放射線取扱主任者免状を有している者を選任しなければならない。
- 1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問27 放射線取扱主任者の義務等に関する次の文章の [A]～[D] に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第36条 放射線取扱主任者は、[A] にその職務を遂行しなければならない。』

2 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は [B] の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、[C] に関し、放射線取扱主任者の [D] を尊重しなければならない。』

	[A]	[B]	[C]	[D]
1	誠実	原子力規制委員会規則	放射線安全文化の醸成	指示
2	確実	放射線障害予防規程	放射線安全文化の醸成	意見
3	誠実	放射線障害予防規程	放射線障害の防止	意見
4	確実	原子力規制委員会規則	放射線障害の防止	指示
5	誠実	放射線障害予防規程	放射線の安全管理	意見

問28 定期講習に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第36条の2 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者のうち原子力規制委員会規則で定めるものは、[A] に、原子力規制委員会規則で定める [B] ごとに、原子力規制委員会の登録を受けた者が行う [A] の [C] の講習を受けさせなければならない。』

	[A]	[B]	[C]
1	放射線取扱主任者	期間	放射線取扱主任者免状を更新するため
2	放射線業務従事者	区分	知識の向上を図るため
3	放射線取扱主任者	区分	資質の向上を図るため
4	放射線取扱主任者	期間	資質の向上を図るため
5	放射線業務従事者	期間	知識の向上を図るため

問29 1個当たりの数量が5テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを研究のために使用している届出使用者において、放射線取扱主任者が海外出張することになった。当該放射線取扱主任者がその職務を行うことができないが、この間も放射性同位元素を継続して使用することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 出張の期間が40日間であったので、放射線取扱主任者の代理者を選任し、選任した日の40日後に原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- B 出張の期間が3日間であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。
- C 出張の期間が30日間であったので、第2種放射線取扱主任者免状を有する者を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から20日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- D 出張の期間が20日間であったので、第2種放射線取扱主任者免状を有する者を、放射線取扱主任者の代理者として選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問30 特定放射性同位元素防護管理者の要件に関する次の文章の[A]～[C]に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第38条の5 法第38条の2第1項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所等において特定放射性同位元素の防護に関する[A]であること。
- (2) [B]に関する一般的な知識を有する者であること。
- (3) 特定放射性同位元素の防護に関する業務に管理的地位にある者として[C]年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。』

[A]

- 1 業務に従事した経験を有する者
2 業務に従事した経験を有する者
3 業務に従事した経験を有する者
4 業務を統一的に管理できる地位にある者
5 業務を統一的に管理できる地位にある者

[B]

- 放射性同位元素の取扱い
監視装置の設置
監視装置の設置
監視装置の設置
放射性同位元素の取扱い

[C]

- 1
1
3
3
1

